

今月中にも議決

訴審
起検
不
相
否
首
当

特捜の検事が意見陳述

鳩山由紀夫首相の元公設
第1秘書勝場啓二被告(59)
が在宅起訴された資金管理
団体などの収支報告書虚偽
記入事件で、首相の不起訴
処分の可否を審査している
検察審査会に対し、東京地
検特捜部の検察官が意見陳
述したことが13日、関係者
への取材で分かった。

検察側は不起訴の理由や
証拠の内容について説明し
たとみられる。
小沢一郎民主党幹事長の
資金管理団体の収支報告書
虚偽記入事件でも、別の審
査会で検察官が意見陳述し
ており、事件の重大性や審
査会メンバーの半数以上が
5月に入れ替わることなど

から、いずれも今月中にも
議決される可能性がある。
政治資金規正法違反容疑
で首相らを告発していた市
民団体が1月、審査会に申
し立てていた。

首相は「資金のやりくり
はすべて(勝場被告に)任
せていた」と関与を否定。
特捜部は首相を事情聴取せ
ず、上申書の提出を経て嫌
疑不十分で不起訴とした。
審査会は11人で構成さ
れ、8人以上が「起訴相当」
と議決した場合、特捜部の

再捜査で再び不起訴とされ
ても、再度審査。8人以上
が「起訴すべき」と議決す
れば、裁判所指定の弁護士
が強制起訴の手続きに入る
と審査会法で規定されてい
る。

1回目の審査で過半数が
「不起訴不当」と議決すれ
ば、強制起訴には至らない。
特捜部があらためて刑事処
分を判断することになる
が、憲法の規定で首相の刑
事訴追は事実上不可能とみ
られる。